



平成 23 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 青木 弘  
(コード番号 4088 東証・大証 各第一部・札証)  
問合せ先 広報・IR室長 岸 貞行  
(TEL 06 - 6252 - 3966)

## 公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、本日、公正取引委員会からエアセパレートガスに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件につきまして、お取引先様、株主様ならびに関係者の皆様にご心配をおかけすることとなり、ここに深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に向けて全力で傾注してまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

エアセパレートガス（液化酸素、液化窒素、液化アルゴンのうちタンクローリーによる輸送によって供給されるもの(但し、医療用を除きます。))の販売活動に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、違反行為が消滅している旨を確認し、以後同様の違反行為が行われないよう必要な措置をとることを命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の金額 : 36億3,911万円  
納付すべき期限 : 平成23年8月29日

#### 3. 今後の対応について

排除措置命令および課徴金納付命令の内容を慎重に検討の上、審判請求を含め、対応を決定する予定です。

#### 4. 業績に与える影響

平成23年5月13日に公表いたしました「平成23年3月期決算短信」にて記載のとおり、課徴金引当金繰入額36億3,911万円を特別損失として平成23年3月期決算に計上済みのため、本日の命令による平成24年3月期の業績に与える影響はありません。

以 上